

尾道市合併20周年記念ロゴマーク使用ガイドライン

このガイドラインは、尾道市合併20周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する全ての方（以下「使用者」という。）に適用されます。ロゴマークを使用される場合は、このガイドラインの内容を必ず確認し、同意の上、ご使用ください。

1 使用目的

ロゴマークは、尾道市と因島市、御調町、向島町及び瀬戸田町との合併20周年を広く周知し、全市的に祝うとともに、尾道を広くPRする目的のために使用することができます。

2 使用者

ロゴマークは、次のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができます。

- (1) 尾道市の品位を傷つける、又はそのおそれがある場合
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又はそのおそれがある場合
- (3) 法令若しくは公序良俗に反する、又はそのおそれがある場合
- (4) 尾道市が、特定の個人、事業者、団体、政党若しくは宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与える、又はそのおそれがある場合
- (5) その他使用目的に鑑みて不適當であると尾道市が認める場合

3 使用期間

ロゴマークの使用期間は、令和6年12月1日（日）から令和8年3月31日（火）までです。

4 使用について

ロゴマークは、用途に合わせ、様々な場面で使用することができます。

5 使用の申請について

ロゴマークを使用する場合には、あらかじめ申請が必要です。「尾道市合併20周年記念冠等使用についてのご案内」をご確認の上、申請してください。

ただし、次に掲げる場合は、使用の申請は必要ありません。

- (1) 尾道市又は尾道市教育委員会が実施し、共催し、又は後援する事業に使用する場合
- (2) 国又は他の地方公共団体が使用する場合
- (3) 学校等が使用する場合

- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (5) 個人が家庭内で使用する場合
- (6) その他市長が適当と認める場合

6 免責事項等

使用者がロゴマークを使用したことにより生じたいかなる損害について、尾道市は一切の責任を負いません。

7 その他

ロゴマークに関する著作権等は尾道市に帰属します。

このガイドラインは、予告なく内容を変更する場合があります。